

平成27年度地方税制改正（税負担軽減措置等）要望事項

（新設・拡充・延長・その他）

No	27	府省庁名 経済産業省	
対象税目	個人住民税 法人住民税 事業税 不動産取得税 固定資産税 事業所税 その他（軽油引取税）		
要望項目名	軽油引取税の課税免除の特例措置の延長（電気供給業）		
要望内容（概要）	<p>・特例措置の対象（支援措置を必要とする制度の概要）</p> <p>① 汽力発電装置の助燃（軽油燃焼バーナー及び重油加熱バーナーによるものに限る）（H27年度：41億円）</p> <p>② ガスタービン発電装置の動力源の用途（H27年度：0.4億円） に供する軽油について、1KLにつき32,100円（32.1円/L）の課税免除。</p> <p>・特例措置の内容 電気供給業において軽油を上記の設備に使用する場合は、軽油引取税を免除とする措置を3年間延長する。</p> <p style="text-align: center;">〔 関係条文 〕</p> <p style="text-align: center;">〔 地方税法附則第12条の2の7第1項5号 地方税法施行令附則第10条の2の2第6項 〕</p>		
減収見込額	〔初年度〕 〔改正増減収額〕	—（▲4,178）	〔平年度〕 —（▲4,178） (単位：百万円)
要望理由	<p>（1）政策目的 エネルギー基本計画（平成26年4月閣議決定）では、安全性（Safety）を前提とした上で、エネルギーの安定供給（Energy Security）を第一とし、経済効率性の向上による低コストでのエネルギー供給（Economic Efficiency）を実現し、同時に、環境への適合（Environment）を図ることをエネルギー政策の基本的視点とするとともに、国際的視点、経済成長の視点を重要な視点としている。これらの基本的な視点の下、“多層化・多様化した柔軟なエネルギー需給構造”の実現のための電力政策を着実に推進する。</p> <p>（2）施策の必要性 本措置による免税額分は、電気料金原価の低廉化を通じて需要家に還元されており、国民生活や産業活動の基礎である電気料金の低廉化・安定化のため、本措置を存続する必要がある。 また、原発の停止により、火力発電による電力供給割合が高まっていること等から、火力発電所の起動・停止による需給調整はさらに重要性が増している。軽油は火力発電所の起動時に多く消費されるため、軽油に対する課税措置は、火力発電所の需給調整機能を阻害することにもなりかねない。 さらに、仮に本措置がなくなると、軽油による発電単価が大幅に上昇するため、電気事業者が軽油を燃料とする発電設備を持つインセンティブが失われ、ひいては、需給逼迫時の供給力不足が懸念される事態にもつながりかねない。</p>		
本要望に対応する縮減案	—		

合理性	政策体系における政策目的の位置付け	5. エネルギー・環境 5-3 電力・ガス																																					
	政策の達成目標	安定的かつ効率的な供給の確保、環境への適合を確保するための電力政策を着実に推進する。また、火力発電は、安定供給及び経済性の確保の観点に加え、再生可能エネルギー由来の電気の大量導入時の系統安定化対策において今後とも必要不可欠である。高効率化技術等による低炭素化を徹底的に進め、CO2 の排出を極力抑制しつつ、適切な活用を図る。																																					
	税負担軽減措置等の適用又は延長期間	平成27年4月1日から平成30年3月31日までの3年間																																					
	同上の期間中の達成目標	政策の達成目標と同様。																																					
有効性	政策目標の達成状況	<p>下記に示すとおり、汽力発電は重要な電源として活用しており、汽力の助燃に当たっては、助燃用途として考え得る燃料（重油）と比べ排出係数の低い軽油を用い環境適合を図っている。本政策目的は一過性のものでなく、継続して行うことが重要であり、そのためには引き続き措置することが必要である。</p> <p><参考：総発電電力量に占める電源（汽力・原子力・水力）別発電電力量割合> (単位：%)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>H21</th> <th>H22</th> <th>H23</th> <th>H24</th> <th>H25</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>汽力</td> <td>61.4</td> <td>60.3</td> <td>79.1</td> <td>89.5</td> <td>90.2</td> </tr> <tr> <td>原子力</td> <td>30.2</td> <td>31.4</td> <td>11.9</td> <td>1.9</td> <td>1.1</td> </tr> <tr> <td>水力</td> <td>8.1</td> <td>8.1</td> <td>8.7</td> <td>8.2</td> <td>8.3</td> </tr> </tbody> </table> <p>出典：電力調査統計 ※一般電気事業者・卸電気事業者・特定電気事業者・特定規模電気事業者計</p>								H21	H22	H23	H24	H25	汽力	61.4	60.3	79.1	89.5	90.2	原子力	30.2	31.4	11.9	1.9	1.1	水力	8.1	8.1	8.7	8.2	8.3							
		H21	H22	H23	H24	H25																																	
汽力	61.4	60.3	79.1	89.5	90.2																																		
原子力	30.2	31.4	11.9	1.9	1.1																																		
水力	8.1	8.1	8.7	8.2	8.3																																		
要望の措置の適用見込み	<p>適用件数:57社(汽力発電装置:47件、ガスタービン発電装置10件) (平成24年度実績値、出典:総務省による道府県税の課税状況等に関する調査 H26.4.25) 適用対象者:一般電気事業者、卸電気事業者等</p> <p><適用量について></p> <p>○汽力発電装置の用途 (単位:kℓ)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>H21</th> <th>H22</th> <th>H23</th> <th>H24</th> <th>H25</th> <th>H26</th> <th>H27</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>使用量</td> <td>212,274</td> <td>201,041</td> <td>156,147</td> <td>162,983</td> <td>187,706</td> <td>182,212</td> <td>128,795</td> </tr> </tbody> </table> <p>○ガスタービン発電装置の動力源の用途 (単位:kℓ)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>H21</th> <th>H22</th> <th>H23</th> <th>H24</th> <th>H25</th> <th>H26</th> <th>H27</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>使用量</td> <td>4,335</td> <td>2,129</td> <td>74,992</td> <td>247,119</td> <td>44,457</td> <td>92,700</td> <td>1,400</td> </tr> </tbody> </table> <p>※一般電気事業者及び卸電気事業者(11社)より聞き取り。 ※数値については、H21～H25年度は実績値であり、H26,H27年度は推計値(H26年8月時点)を記載。</p>								H21	H22	H23	H24	H25	H26	H27	使用量	212,274	201,041	156,147	162,983	187,706	182,212	128,795		H21	H22	H23	H24	H25	H26	H27	使用量	4,335	2,129	74,992	247,119	44,457	92,700	1,400
	H21	H22	H23	H24	H25	H26	H27																																
使用量	212,274	201,041	156,147	162,983	187,706	182,212	128,795																																
	H21	H22	H23	H24	H25	H26	H27																																
使用量	4,335	2,129	74,992	247,119	44,457	92,700	1,400																																

	要望の措置の 効果見込み (手段としての 有効性)	<p>軽油は、着火性が高く、始動が容易であり、燃料中に不純物を含まず粘度が適当であるため、噴霧がしやすく、汽力発電を円滑に行うために必要不可欠である。単価の安い重油ではなく、軽油を助燃用に用いているのはそのためであり、それは、安定供給を確保することと環境への適合を図ることの双方の目的を達成するための有効な手段である。</p> <p>また、現在、電気事業営業費用に占める、燃料費の割合は約40%にのぼり、多額の燃料費が必要であることが確実となっている。特に、公共料金規制のある電気事業については、料金の値上げの抑制及び安定化を図り、需要家の負担を最小にする必要がある。</p>
相 当 性	当該要望項目 以外の税制上の 支援措置	<ul style="list-style-type: none"> ・ 使用済燃料再処理準備金 (国税・法人税) ・ 原子力発電施設解体準備金 (国税・法人税) ・ 変電又は送電施設に対する固定資産税の課税標準の特例 (地方税・固定資産税) ・ 電気供給業の課税標準の算定にあたって託送料金を控除する特例措置 (地方税・法人事業税)
	予算上の措置等 の要求内容 及び金額	—
	上記の予算上 の措置等と 要望項目との 関係	—
	要望の措置の 妥当性	<p>本措置については、元来、発電用途は、道路との関連がなかったことから免税されていたが、平成 21 年に道路特定財源から一般財源化されたことに伴い、原料用途以外は附則により激変緩和措置的に時限措置とされたものである。</p> <p>しかし、電気供給業における用途については、現在、環境への負荷等を踏まえると燃料の代替が難しく、また、今後の汽力発電ニーズも引き続き高い。汽力発電の調整力・機動力の観点から、軽油は引き続き必要となる。その際の影響額も無視できるものではない。</p> <p>また、ガスタービン発電装置については、比較的短期間での設置が可能なことなどから、東日本大震災等に伴う供給力不足対策として重要な役割を担っており、近年使用量が大幅に増加している。</p>

<p>税負担軽減措置等の適用実績</p>	<p>一般電気事業者 10社及び卸電気事業者 1社の適用実績は以下の通り。(単位：百万円)</p> <p>平成 21 年度 6,953 百万円 平成 22 年度 6,521 百万円 平成 23 年度 7,419 百万円 平成 24 年度 13,163 百万円 平成 25 年度 7,451 百万円</p>																																								
<p>「地方税における税負担軽減措置等の適用状況等に関する報告書」における適用実績</p>	<p>—</p>																																								
<p>税負担軽減措置等の適用による効果（手段としての有効性）</p>	<p><総発電電力量に占める火力発電電力量割合（%）及び負担軽減額（銭/kWh）></p> <p>平成 21 年度 61.4%、0.6 銭/kWh 平成 22 年度 60.3%、0.6 銭/kWh 平成 23 年度 79.1%、0.8 銭/kWh 平成 24 年度 89.5%、1.5 銭/kWh 平成 25 年度 90.2%、0.8 銭/kWh</p> <p>火力発電は、安定供給及び経済性の確保の観点に加え、再生可能エネルギー由来の電気の大量導入時の系統安定化対策において今後とも必要不可欠である。CO2の排出を極力抑制しつつ、適切に火力発電を行っていくことが重要であり、そのために軽油は無くしてはならない燃料である。</p> <p>また、低額ながらも、需要家の料金負担の抑制に寄与している。</p> <p><参考：同使用量による燃料種別CO2排出量の比較></p> <table border="1" data-bbox="384 1167 1528 1285"> <thead> <tr> <th></th> <th>H21</th> <th>H22</th> <th>H23</th> <th>H24</th> <th>H25</th> <th>H26</th> <th>H27</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>軽油使用量 (kl)</td> <td>216,608</td> <td>203,170</td> <td>231,139</td> <td>410,102</td> <td>232,163</td> <td>274,912</td> <td>130,195</td> </tr> </tbody> </table> <p>CO2排出量</p> <table border="1" data-bbox="384 1330 1528 1570"> <tbody> <tr> <td>① 軽油 (tCO2)</td> <td>558,849</td> <td>524,179</td> <td>596,338</td> <td>1,058,064</td> <td>598,982</td> <td>709,273</td> <td>335,903</td> </tr> <tr> <td>② 重油 (tCO2)</td> <td>587,008</td> <td>550,591</td> <td>626,386</td> <td>1,111,378</td> <td>629,163</td> <td>745,012</td> <td>352,828</td> </tr> <tr> <td>増加排出量 (②-①)</td> <td>28,159</td> <td>26,412</td> <td>30,048</td> <td>53,313</td> <td>30,181</td> <td>35,739</td> <td>16,925</td> </tr> </tbody> </table> <p>※燃料使用量に温対法に基づく排出係数を乗じて算出。(軽油:2.58(tCO2/kl)、A重油:2.71(tCO2/kl)) ※数値については、H21～H25年度は実績値であり、H26年度以降は推計値を記載。 ※使用量は上記適用量と同じ(一般・卸電気事業者計)。</p>		H21	H22	H23	H24	H25	H26	H27	軽油使用量 (kl)	216,608	203,170	231,139	410,102	232,163	274,912	130,195	① 軽油 (tCO2)	558,849	524,179	596,338	1,058,064	598,982	709,273	335,903	② 重油 (tCO2)	587,008	550,591	626,386	1,111,378	629,163	745,012	352,828	増加排出量 (②-①)	28,159	26,412	30,048	53,313	30,181	35,739	16,925
	H21	H22	H23	H24	H25	H26	H27																																		
軽油使用量 (kl)	216,608	203,170	231,139	410,102	232,163	274,912	130,195																																		
① 軽油 (tCO2)	558,849	524,179	596,338	1,058,064	598,982	709,273	335,903																																		
② 重油 (tCO2)	587,008	550,591	626,386	1,111,378	629,163	745,012	352,828																																		
増加排出量 (②-①)	28,159	26,412	30,048	53,313	30,181	35,739	16,925																																		
<p>前回要望時の達成目標</p>	<p>安定的かつ効率的な供給の確保、環境への適合を確保するための電力政策を着実に推進する。 また、火力発電は、安定供給及び経済性の確保の観点に加え、再生可能エネルギー由来の電気の大量導入時の系統安定化対策において今後とも必要不可欠である。高効率化技術等による低炭素化を徹底的に進め、CO2の排出を極力抑制しつつ、適切な活用を図る。</p>																																								
<p>前回要望時からの達成度及び目標に達していない場合の理由</p>	<p>概ね達成している。</p>																																								
<p>これまでの要望経緯</p>	<p>昭和 32 年度 創設 平成 21 年度 3年間の期限の設定 平成 24 年度 3年間の期限の設定</p>																																								